

許可番号第 38 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 ソニックシティビル29F

氏 名 株式会社 細田商店

代表取締役 細田 元尉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和5年9月29日

川越市長 川 合 善 明



記

営業所の所在地 及び 名 称	埼玉県川越市大字古谷本郷1570 株式会社 細田商店 川越支店
取り扱う一般 廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(ごみ) 家庭系一時多量ごみ
収集又は運搬の 区 別	収集・運搬
運 搬 先	指定された川越市廃棄物処理施設
営 業 の 区 域	川越市内
許可の有効期間	令和5年10月 1日から 令和7年 9月30日まで
許 可 の 条 件	1 一般廃棄物の収集運搬は、許可車両で行うこと。 2 収集した一般廃棄物は、運搬先へ運搬する過程で積替えを しないこと。